

# イギリスにおける生存配偶者の相続権

三田地 宣 子

## 第1章 1925年遺産管理法成立以前

イギリスにおける無遺言相続は1925年遺産管理法 Administration of Estate Act (A. E. A., 1925) の成立まで動産 personal property と不動産 real property とで相続の原則を異にしていた。封建制のもとで主要な財産を形作っていた土地は譲渡できない世襲財産として長子相続制 primogeniture によって家督相続人に伝えられた。これに対し、動産については封建法理の適用がなく、私的所有が認められ、人格代表者を通じて近親者に平等に分配された。しかし、その経済的価値は土地におけるより、はるかに低かった。

イギリスにおける配偶者相続権は夫婦の法的地位の変化と相まって、こうした財産の種類による区別<sup>1)</sup>と、遺言相続・無遺言相続という、それぞれ異なった法体系の交錯の中で発展して行ったのである。

### 第1節 動産

コモン・ローにおいて、夫婦は法律上一人であると見られていた。一人とは言っても夫婦が一体となって別の人格を作ると言うのではなく、妻の法律上の人格が夫のそれに吸収されてしまうと言う意味<sup>2)</sup>であり、こうした夫婦一体論のもとにおける妻にとって、婚姻とは「その財産上の諸権利を夫に譲り渡すこと」<sup>3)</sup>に外ならなかった。

すなわち、金銭や家具などの有体動産 corporeal chattels は、妻が婚姻のときに持っていたものか、婚姻中に取得したものかを問わず、婚姻によって、完全に夫のものとなった。

債権・著作権・株券といった無体動産 choses in action は婚姻中、夫が回復すれば夫のものとなった。夫は妻のもつ金銭債権を取立てることができ、取立てた金銭は夫のものとなった。

不動産的動産 chattels real, leaseholds は夫のものにならなかったが、管理・処分権は移転したから、婚姻中夫はこれを自分のために自由に処分することができ、これから生ずる地代・収益・売却代金は夫のものとなった<sup>4)</sup>。

妻が先に死亡すると、子その他の直系卑属の有無にかかわらず、これまで夫のものになっていなかった動産もすべて夫に移転した<sup>5)</sup>。

これが、コモン・ローにおける妻の動産上の地位であった。しかし詳細を見ると、夫が先に死亡した場合、夫に帰属していた妻の財産のあるものは、夫の遺言による処分を排除して再び妻のもとに復帰した。

例えば、妻の有体動産のうち、夫が妻に与えた衣類・装身具などの、いわゆる妻の調度品 *paraphernalia* は、夫の生存中は夫がその処分権を持っていたから、妻がこれを処分することができなかった。しかし夫の死後は妻のものとなったので、普通の有体動産と異なり夫はこれを遺言によって処分することができなかった<sup>6)</sup>。

無体動産は夫が回復せずに死亡すれば、絶対的に妻のものとなった<sup>7)</sup>。

妻の不動産的動産も、もし処分されていなければ、夫の死後は妻のもとに復帰したので夫は遺言によって、妻のこの権利を害することはできなかった<sup>8)</sup>。

一方、夫が先に死亡した場合13世紀のイギリスの慣習によれば、子があるとき遺産は三等分され、その1つを妻が受け、他の1つが子が均分し、残りの1つは死者分 *dead's part* として被相続人が自由に処分することができた。妻の取得分は子がない場合、2分の1に増えた。この妻の動産相続分 *reasonable share* は遺言によって奪うことができず、夫の受遺者に優先した<sup>9)</sup>。

死者分については死者の靈魂救済のため教会に寄附するという風習が広まり、死者分に対する国王ないしは領主の権限は次第に教会の手に移っていった。こうした死者分から、死者が自由に処分できる財産という観念が生じ、動産上の遺言自由の原則に途を開いた<sup>10)</sup>。

教会法の衰退に伴ない、コモン・ロー裁判所が動産相続についての管轄権を強めて行ったが、コモン・ロー上の債権者が無制限にその権利を主張するだけでなく、遺産管理人 *administrator* も厳格な計算義務を免れるため、遺産を私有化するようになった<sup>11)</sup>。そこで無遺言死亡者の遺産の清算を適正に行うため遺産分配法 *Statutes of Distribution (S. D., 1670)* が制定された。

同法は、いわゆる3分の1法という教会法が育ててきた古くからの慣習を制定法上の制度として採用し、債務を支払った後の夫の全動産につき、子があるときは3分の1<sup>12)</sup>、子のないときは2分の1<sup>13)</sup>が絶対的に妻に与えられるとした。逆に妻が先に死亡すると、夫は他の相続人に優先して妻の全動産を絶対的に取得する<sup>14)</sup>。さらに1890年の無遺言者遺産法 *Intestates' Estate Act (I. E. A., 1890)* は妻のための用意を強めた。同法は夫が1890年9月1日以後に死亡し、相続人たる子を残さず、遺言をせず、あるいは一部

6) Snell, E.H.T. *Principles of Equity*, 23rd.: 402, Sweet & Maxwell, London (1947).

7) *Rogers v. Acaster* (1851), 14 Beav. 445.

8) *Moody v. Matthews*, supra.

9) 妻は遺留分回復令状 *de rationabili parte bonorum* によって相続分を回復しうる。

10) 海原文雄, イギリス中世法における衡平原則, 247頁 (英米私法論集所収) 東大出版会, 東京, 1963年。

11) 海原, 前掲, 250頁。

12) S. D. 1670, sect., 5.

13) S. D. 1670, sect., 6.

14) *Statute of Frauds*, 1677, sect., 25.

1) Blackstone, W. *Commentaries of The Laws of England*, 2: 726ff, Bancroft-Whitney Co., San Francisco (1916).

2) Blackstone, *op. cit.* 441-442.

3) Dicey, A.V. *Law and Public Opinion in England*, 2nd ed.: 371-372, Macmillan, London (1962).

4) *Moody v. Matthews* (1820), 7 ves. 174.

5) Dicey, A.V. *op. cit.*: 372.

無遺言の場合、妻は遺産から500ポンドだけ優先的に先取りし<sup>15)</sup>、さらに残余財産の半分を取得しようとした<sup>16)</sup>。この先取分には年4パーセントの利息がつき、動産・不動産の価額を勘案して決められる<sup>17)</sup>。例えば、不動産が動産の4倍の価値を持つ場合、不動産から400ポンド、動産から100ポンドの割合で支払われる。夫の遺産が500ポンド以下の場合、その価額が将来昂騰する可能性があっても妻が全遺産を取得する<sup>18)</sup>。

## 第2節 不動産

コモン・ローにおける不動産の相続は長子相続制を中心に組立てられていた。しかし、あらゆる土地が一様に厳格な長子相続制に服していたわけではない<sup>1)</sup>。gavelkind<sup>2)</sup>のように男子の均分相続が行われるものもあれば、末子が相続する風習もあった<sup>3)</sup>。一方、封建制度の発達とともに、長子相続制は、鋤保有態様 socage tenure を除くあらゆる自由土地保有態様 freehold tenure の土地について採用されるようになり、「軍事上の労役に対するよき安定性<sup>4)</sup>と土地の分割をふせぎ、家産を維持するという必要から「力と永続性の源<sup>5)</sup>」として封建的土地法における相続の基礎となった。

こうした中で、夫または妻が相手の不動産に対して与えられる権利は、所有権ではなく、家督相続人の権利に優先する生涯用益権の取得であった。

まず妻の自由保有財産 freehold land は夫のものにはならず、夫が先に死亡すれば、妻のもとに全部復帰した。しかし、婚姻中これを管理できたのは夫だけであり、妻は婚姻中夫の同意がなければ、相続不動産権を遺贈することができず、さらに、この同意は妻の死後できえ、自由に取消すことができた<sup>6)</sup>。

自由保有財産は、妻が先に死亡しても夫のものとはならず、妻の相続人に移転した<sup>7)</sup>。しかし、夫は妻が単純封土権、すなわち無制限相続不動産権 estate in fee simple または限嗣封土権 estate in fee tail をもつ土地について婚姻中継続する不動産権 tenant by the curtesy initiate をもち、妻の土地から生じる収益を取得し、あるいは、これを妻の同意なしに処分することができた<sup>8)</sup>。

妻を相続する能力のある子が生れると、この夫の権利は拡張されて夫の全生涯にわたる生涯権 estate for life となり、tenant by the curtesy consummate、通常、単に curtesy とよばれた<sup>9)</sup>。相続能力のある子がいなくてはならないのだから、男子限嗣封土権 tail male の場合、子が女だけであれば curtesy は発生しない。し

かし、男の子が生きて生れると、数分後に死亡し、妻死亡のとき妻を相続する子がいなくなっても、その出生と同時に夫は curtesy の将来権を取得した。古くは出生の証明として、産室でうぶごえをあげるのが聞かれることが要件であったが、そのうち他の証拠によってもよいとされるようになった<sup>10)</sup>。

curtesy は生涯不動産権 life estate のない定期賃借地 leasehold land とか相続不能な他生涯権 estates pur autre vie<sup>11)</sup> など自由保有地以下の不動産権については発生しない。また特にマナーの慣習によって認められている場合の他、膳本保有地 copyhold land には curtesy は成立せず、gavelkind のように慣習に従う土地については curtesy の要件が違っている<sup>12)</sup>。

さらに curtesy の成立には、妻がその土地の占有 seisin を取得していなければならなかった。占有は法律上の占有 seisin in law では足りず、たとえ短期間であって<sup>13)</sup>も事実上の占有 seisin in deed が必要であった<sup>14)</sup>。しかし、事実上の占有が不可能な場合、たとえば、財産に対する権利を取得してすぐ妻が死亡したような場合には、法律上の占有で足りた<sup>15)</sup>。

curtesy が成立すると、夫はこれに基づいて地代や収穫物を取得するのみならず、curtesy の及ぶ範囲の財産につき抵当権その他の負担を設定することができた。しかも、コモン・ローでは夫が妻の財産を浪費して減少させても妻は夫を訴えることができなかったので、夫の curtesy の権利は妻の自由保有財産にとって大きな負担であった。

エクイティおよび制定法はこの原則を修正した。後述のように財産が妻の特有財産 separate estate として譲渡されると、エクイティ上、妻は生前行為によっても遺言によっても自らそれを処分することができた。さらに1882年、妻財産法 Married Women's Property Act により、妻は1882年以後、未婚婦人と同様、財産を取得しようようになった。したがって夫は、妻が生前行為あるいは遺言によって財産を処分しない場合にのみ curtesy を享有する。

一方、curtesy と対比的なものとして妻には dower が与えられた。妻は夫が単独で相続できる土地の3分の1について夫の死後畢生間の用益権 life estate を持った。dower は花婿が教会の入口で花嫁に与えた任意的贈与から始まった<sup>16)</sup>。「寡婦に対する用意は教会の努力に帰せられるべきで、教会は夫より長く生きた妻のための配慮を緩めたことがなく——数世紀にわたって夫に婚姻の際、その妻に遺産を残す約束をさせた後、ついに全てのヨーロッパ諸国の慣習法の中に dower の原理をうちたてることに成功した<sup>17)</sup>」。

dower は妻が夫の家に止まっていることのできる40日の期間 quarantine<sup>18)</sup>中に、通常 dower として妻に帰する土地の境界を画

15) I. E. A., 1890, sect., 1.

16) ただし、夫に全然血族相続人がいない場合でも、妻はこれ以上の財産を取得できず、残余財産は国庫に帰属する。

17) I. E. A., 1890, sect., 2, 3.

18) I. E. A., 1980, sect., 1.

1) Maine, H. S., *Ancient Law*: 190, 192-193, Oxford University Press, London (1954).

2) 海原, 前掲, 240 以下。

3) 海原, 前掲, 245.

4) Maine, H. S. op. cit.: 193.

5) Maine, H. S. op. cit.: 196.

6) Kahm-Freund, O. *Matrimonial Property Law in England (in Friedman)*: 282, Stevens & Son lim, London (1955).

7) Dicey, A. V. op. cit., 372-373.

8) Blackston, W. op. cit.: 2: 884.

9) Blackston, W. op. cit.: 2: 884.

10) Megarry, R. E. & Wade, H. W. R. *The Law of Real Property*, 2nd ed.: 511, Stevens & Sons, London (1959).

11) Stead v. Platt (1853) 18 Beav, 50.

12) Megarry, R. E. & Wade, H. W. R. op. cit.: 512.

13) Parken v. Carter (1845) 4 Hare 400 at 418.

14) R. V. Inhabitants og Great Fraringdon (1796) 6 T. R. 679 at 680.

15) Eager v. Furnivall (1881) 17 ch. D. 115.

16) Blackston, W. op. cit., 2: 892.

17) Maine, H. S. op. cit.: 186.

18) Great Charter, 1215. c. 7.

して与えられたが、地代や収益の3分の1を与える方法によることもできた<sup>19)</sup>。

dower はイギリス全土に普及したが、gavelkindにおいては、その慣習にしたがい要件<sup>20)</sup>を異にした。一方、贍本保有地には dower が発生しなかったが、多くのマナーでは、妻に free bench を与える慣習があった。これは dower に類似したもので、通常、土地の3分の1についての生涯権であった。若干のマナーでは free bench は貞節かつ独身の間 dum casta et sola に限られたが、不貞のためそれを失なっても回復の途が残されていた。1833年 Dower Act (D. A., 1833) は贍本保有地には適用されなかった<sup>21)</sup>ので、free bench は1922年 Law of Property Act (L. P. A., 1922) によって廃止されるまで残存した<sup>22)</sup>。

妻の dower の権利は夫の生前処分によっても遺言によっても奪うことのできない強いものであった。遺留分という制度を知らないコモン・ローにとって、dower は夫の財産処分に対する唯一の制限であった。curtesy と同様、dower もコモン・ロー上の権利についてのみ認められ、エクイテイ上の権利には発生しなかったが、婚姻中夫が土地を取得すると、当然その土地の上に dower が成立し、しかも一度 dower が発生すると、どのような方法によっても土地を自由に処分することができなくなったので、土地の流通性が高まるにつれて、dower は夫にとって耐えられない負担となっていく。

こうした不便さを回避するため、夫婦はそれぞれ use を利用し始めた。例えば夫が土地を取得するにあたって、その土地の所有権を第三者に譲渡し、夫はただ use のみを取得するという方法によって土地についての処分権を回復し、夫の死後、その相続人に dower の負担のつかない残余権 remainder を残したのである<sup>23)</sup>。そのかわり、夫はマリッジ・セツルメントに基き、一定の財産を妻のために含有不動産権 jointure とすることによって、残された妻のための用意とした<sup>24)</sup>。しかし、こうした use の方法による土地の譲渡は1535年 Statute of Uses (S. A., 1535) によって禁止された<sup>25)</sup>。しかし、夫は妻に jointure を与えることによって dower に代えることができ<sup>26)</sup>、妻は夫の死亡の時に、dower と post-nuptial jointure のどちらかを選ぶことができた<sup>27)</sup>。

1540年遺言法 Statute of Wills (S. W., 1540) は農役的土地の全部、軍事的土地の3分の2について遺言による処分を有効なものとし、不動産についても遺言の自由を認めるに至った<sup>28)</sup>が dower には手をつけなかったので dower に対する妻の権利は不動産の遺贈によって破られることがなかった。

しかし dower が土地の譲渡を妨げ、債権者を害する危険はますます大きくなった。そこで1833年 Dower Act が制定され、dower に対する制限を課すに至った。同法によれば dower は、夫が無遺言で死亡し、さらに、生前行為または遺言によって dower を排除する宣言をしなかった場合にのみ成立する<sup>29)</sup>。しかも、dower が成立する場合にも、夫が死亡の時に占有していた土地についてののみ認められ<sup>30)</sup>夫の債務に服しなければならない<sup>31)</sup>。

こうして Dower Act は dower を生前行為のみが、遺言によっても奪い得る弱いものとし、不動産についての遺言の自由を確立したのであるが、一方、dower をコモン・ロー上の権利だけでなく、エクイテイ上の権利についても認め<sup>32)</sup>、妻の配偶者権を dower から相続権へと進めたのである。

ところでコモン・ローを継受したアメリカにおいて dower はどのように取扱われているであろうか。共有財産制 community property を採用する州では、何れの配偶者も相手方の死亡の際、dower, curtesy の方法によって相手の不動産に対して権利を取得することはない<sup>33)</sup>。別産制 separate property の諸州においては、反対がないわけではないが、今なお少なからざる州が dower, curtesy を維持し、あるいは、これらの権利と相続権を選択的に認め、それ以外の州でも、ほとんどがこれに代わる制定法上の制度を持っている<sup>34)</sup>。ただし、相続人が所有権を持つ財産上に dower, curtesy の生涯権が附随している状態は、不便であるばかりでなく、財産の経済的価値をそこなうため、実際には、現実の土地使用権ではなく、通常は dower のついた土地からあがる年間地代、その他の収益の3分の1に相当する金額を年金の形で受取るか、土地からの年間収益および妻の生存期間を推定して算出された金額を一時金の形で受取る<sup>35)</sup>。こうした年金や終身定期金への転換はスイス民法(463条)、フランス民法(767条5項)においてもとられている。

さらに多くの州では dower は homestead に置きかえられ、妻の保護はより進んだものになっている<sup>36)</sup>。妻の生存中、夫は、妻の書面による承諾か、家族のため妻の同意に代る裁判所の許可がない限り homestead とされる財産を売却あるいは抵当権設定などの処分をすることができず、これに反する処分は無効とされる<sup>37)</sup>。homestead の所有者である夫が死亡すると、妻はこれに対して生涯権を取得する。

こうした処分権の制限は他の立法にも見られる。例えば、西ドイツの新男女同権法は、夫婦の一方が財産を包括的に処分する場合、(1365条1項前段)および自己に属する婚姻上の家具を処分する場合(1369条1項)には他方の同意が必要であるとしている。スエーデン法も夫婦が共同に使用する不動産、地上権、夫婦共同の

19) Megarry, R. E. & Wade, H. W. R. op. cit. : 514-515.

20) curtesy と同様の要件が必要であったが curtesy よりは緩かった。例えば dower の成立には事実占有 seisin in deed は要求されない。それは実際に妻が侵害を回復するため夫を訴える方法がなかったことによる。

D. A., 1833. S. 3. Blackstone, W. op. cit. : 2: 811n.

21) Smith v. Adams (1854) 3 De G. M & G. 712.

22) Megarry, R. E. & Wade, W. H. R. op. cit. : 514.

23) Megarry, R. E. & Wade, W. H. R. op. cit. : 513.

24) Blackstone, W. 2, op. cit: 898, 1205.

25) Blackstone, W. op. cit: 2: 896.

26) S. U. 1535, sect., 6.

27) S. U. 1538, sect., 7.

28) 海原, 前掲, 256.

29) D. A. 1833, sect., 6, 7.

30) D. A., 1833, sect., 4; Lacey v. Hill (1875) L. R. 19.

31) D. A. 1833, sect., 5.

32) D. A. 1833, sect., 2.

33) Clark, R. E. *Matrimonial Property Law in New Mexico and the Western United States* (in Friedmann) 126.

34) Vernier, C. G. *American Family Laws*: 3: 352-355. Stanford University Press, London, 1935.

35) Auld, F. C. *Matrimonial Property Law in Common Law Provinces of Canada* (in Friedmann) 263.

36) Auld, F. C. op. cit: 259.

37) Auld, F. C. op. cit: 260.

世帯道具、妻の労働道具もっぱら子の使用する動産を処分するためには、他の配偶者の同意またはそれに代る裁判所の許可を必要としている<sup>38)</sup>。

イギリスでは配偶者相続権が確立されたのは、夫婦財産制の改革より後のことである。富裕階級の間では遺言の自由と夫婦財産契約によって、その間隙をうめて来たのであるが、相続権の確立が遅れたことは相手方配偶者の処分権に対する制限を遅らせることになった。しかし、イギリスにおいても、とりわけ第二次大戦後の住守事情の悪化から、家族用財産ことに夫婦の住居について別産制を緩和し、相手方配偶者の処分権を制限する判例が多く出されるようになった<sup>39)</sup>。

Dower Act の制定によって、イギリスにおいては dower が力の弱いものとなり、1926年以降は curtesy とともに廃止されたのであるが、逆にこれを継受したアメリカにおいて、homestead などの用意を加えて、主として、妻に対する保障をますます強化して行く傾向にあるという、その違いの主な理由は、妻の権利としての dower の基礎についての考え方の違いによるものであるといわれる<sup>40)</sup>。イギリスでは「妻の扶養と幼少の子の養育のため」dower が採用されたのである<sup>41)</sup>が、アメリカでは夫に先立たれた妻に対する扶養だけでなく、婚姻の終了にあたって妻は夫の遺産に対して「組合仲間としての持分をもつ」<sup>42)</sup>という考え方に立っているため、イギリスにおけるそれよりも、より広い目的と機能をもっているのである。

## 第2章 1925年遺産管理法ならびに 1952年無遺言者遺産法

封建社会における財産の構成とその価値、さらに夫婦の法的地位を考えると、夫が妻の財産に対する管理処分を誤らない限り、コモン・ローの原則はむしろ当時の夫婦関係にふさわしいものであったかもしれない。しかし夫がコモン・ローの欠陥を悪用しその管理・処分権を恣意的に行使するようになって、まず富裕階級の間からコモン・ローに対する批難がおこった。また、妻が財産上の全ての権利からほとんど切斷されていた時代に発展した dower は、土地に対する近代的所有権の確立と、動産の経済的価値の増大という新しい事態の中では、妻に対する扶養の用意としては不便でもあり、不十分でもあった。

そこで、まず、エクイティは17世紀末になって、夫が妻の財産の上に持っている支配権を排除するために、信託とマリッジ・セツルメントという機構を考え出し、特有財産 separate estate について妻を未婚婦人と同等の地位に置いた。しかし、こうしたエクイティ上の利益を受付けることができたのは、父またはその他

の者が妻のためにセツルメントなどの行為をすることのできる裕富な家庭の娘たちに限られ、大多数の妻はコモン・ローのもとにあった<sup>2)</sup>。19世紀も中葉に入ると、産業革命の進展の結果、従来の農業単位の家族は破壊され、それに伴って男性からの独立と男性との平等の主張が経済的・現実的な面と観念的な面との双方から求められ<sup>3)</sup>、1882年妻財産法 Married Women's Property Act およびこれを修正する1935年法律改革(妻および不法行為者)法によって、夫婦は同等の法的地位に立つことになった<sup>4)</sup>。

こうした夫婦の新しい地位に即応し、生存配偶者の地位を相続権に変えたのが1925年遺産管理法 Administration of Estates Act (A. E. A., 1925) である。同法により1670年遺産分配法および1925年以前の遺産管理法はすべて廃止され、相続人が夫であるか妻であるか、相続財産が動産であるか、不動産であるか、による区別を撤廃し、無遺言相続に重要な変化をもたらした。そして、同法を一部修正し、生存配偶者の地位を強化したのが現行の1952年無遺言者遺産法 Intestates' Estates Act (I. E. A., 1952) である。

1925年法によれば、遺産は動産であると不動産であると問わず、死者の人格代表者 personal representative によって換価のため信託的に保有される<sup>5)</sup>。そして、その中から葬式費用、管理費用、遺贈その他一切の債務が支払われる<sup>6)</sup>。ただし、遺産のうち人的動産 personal chattels および復帰財産 reversionary interests はそれ以外のもので諸費用その他の債務の支払いが足りる限り売却されずに、生存配偶者は子の有無にかかわらず、これに対し絶対的に所有権を与えられる<sup>7)</sup>。personal chattels は personalty, personal property とは全く違った意味をもち、営業のために用いられたものを除く、馬・馬車・家具・台所道具・図書など、家そのものではないが、家庭を作っていた全てのものがこの中に入る<sup>8)</sup>。

さらに生存配偶者は相続税ぬきで1000ポンドまでの金額に5パーセントの利子をつけたものを受取る権利がある<sup>9)</sup>。

残余財産については、もし子がある場合には、その2分の1について生存配偶者に生涯権が与えられ、死者の人格代表者が子、その他の相続人のため制定法上の信託財産として、これを保有した<sup>10)</sup>。子がない場合には残余財産の全部について生存配偶者が生涯権を取得し<sup>11)</sup>、生存配偶者が死亡すると、優先の順位にしたがって無遺言死亡者の最近親に移転した。

1952年法はこれに重要な修正を加えた。personal chattels について絶対的な権利を取得することに変わりはないが、ポンドの購買力の変化から生存配偶者の先取分が1000ポンドから5000ポンドに増額された。すなわち、子(孫に代襲相続権がある)がいる場合、生存配偶者は相続税ぬきで5000ポンドを年4パーセントの利子

38) Malmstrom, A., *Matrimonial Property Law in Sweden*, (in Friedmann): 414.

39) Rimmer v. Rimmer (1953), 1a, B. 63, C. A. (1952) 2 all E.R. 863; Cobb v. Cobb (1955) 2 All E.R. 696; Fribrance v. Fribrance (1957) 1 all E.R. 359; 浅見公子, イギリス夫婦財産法の諸問題—戦後の判例の発展, 北法 10 巻合併号参照。

40) 来栖三郎; Dower について, (英米私法論集所収): 183-185. 東大出版会, 東京, 1963年。

41) Vernier, C.G., op. cit.: 346.

42) Vernier, C.G., op. cit.: 372.

1) Kahn-Freund op. cit.: 274.

2) Dicey, A.V., op. cit.: 383.

3) Dicey, A.V., op. cit.: 385-386.

4) 浅見公子, イギリスにおける妻の財産法上の地位, 北大論集, 12巻3-4号参照。

5) A. E. A., 1925, sect., 33(1).

6) A. E. A., 1925, sect., 33(2).

7) A. E. A., 1925, sect., 46(1)(i).

8) A. E. A., 1925, sect., 55(1)(x).

9) A. E. A., 1925, sect., 46(1)(i).

10) A. B. A., 1925, sect., 46(1)(i)(b).

11) A. E. A., 1925, sect., 46(1)(i)(a).

12) I. E. A., 1952, sect., 1(2)(i)(2).

つきで取得する<sup>13)</sup>。この先取分は遺産の元本から支払われるが、利息は第一次的には収益から支払われる<sup>14)</sup>。さらに、生存配偶者は1925年法と同様、残余財産の半分についての生涯権を取得する<sup>15)</sup>が、この生涯権に代えて、その元本にあたる金額を一時払の形で受け取ることを請求することもできる<sup>16)</sup>。この権利は、人格代表者の就任から1年以内になさなくてはならないが、特別な理由<sup>17)</sup>があれば、裁判所はこの期間を延長することができる。なお、この権利は財産が占有されている場合に限り行使される<sup>18)</sup>。この転換の請求は文書により人格代表者に通知されなくてはならないが<sup>19)</sup>、生存配偶者が唯一の人格代表者である場合には、この通知は主任遺言検証官 principal probate registrar に与えられただけでその効力を生ずる<sup>20)</sup>。

一方、無遺言死亡者に子がいない場合には、生存配偶者は相続税ぬきで20000ポンドを取得する<sup>21)</sup>。死者の父母(祖父母に代襲相続権はない)または全血兄弟姉妹(甥姪には代襲相続権はない)がいれば、生存配偶者は残余財産の2分の1を取得し<sup>22)</sup>、これらの者がいなければ全部を絶対的に保有する<sup>23)</sup>。

子がいる場合の残余財産に対する2分の1の生涯権は、生存配偶者の選択にしたがい、人格代表者が、生存配偶者に相当の価額を支払って、買戻 redemption することができる<sup>24)</sup>。

また、生存配偶者は、死者が生前、婚姻生活の住居 matrimonial home にあてていた家が残余財産を構成する場合、それについて死者が持っていた権利を自分にふりむけてもらうことができる<sup>25)</sup>。この請求は人格代表者の就任から1年以内に行われなくてはならない<sup>26)</sup>。この規定は、死者がその家にどういう権利を持っていたとしても、仮りにそれが leasehold にすぎなくとも適用されるが、死亡の時から2年以内に終了する権利および制限付きの leasehold については適用されない<sup>27)</sup>。もし、その家が、生存配偶者の有する絶対的な権利以上の価額であれば(子があり、personal chattels がいないときは5000ポンドのみ)生存配偶者は現金でその差額を支払わなくてはならない<sup>28)</sup>。

もし、夫婦が法律による、あるいは裁判所の別居命令による別居をしていた場合、妻が無遺言で死亡すると、妻が別居後に取得した財産は全て、夫がすでに死亡しているように妻の相続人に伝えられる。この規定は、夫が先に死亡した場合の夫の財産については適用がない<sup>29)</sup>。

1952年法は生存配偶者に5000ポンドないし20000ポンドの権利を与えているが、死者が一部無遺言で死亡した場合、生存配偶者は遺言の利益を放棄し、無遺言相続の規定によることができる<sup>30)</sup>。例えば、生存配偶者に生涯権を与える遺言を残し、その他の財産については無遺言の場合、死者の人格代表者は生存配偶者の生存中は遺産の分配をすることができず、したがって生存配偶者も、5000ポンドないし20000ポンドの取得分を請求することができない<sup>31)</sup>。そうした場合、生存配偶者は遺言によって与えられた生涯権を放棄して、直ちに無遺言相続の利益を受けることができる<sup>32)</sup>。

curtesy, woner, free dench その他これに類似する一切の権利はコモン・ロー、慣習などいずれによるものであると問わず1925年以後に死亡した全ての人について廃止された<sup>33)</sup>。しかし、1926年以前に効力を有した法によって curtesy, dower がなお生ずる例外的な場合が2つある。その1つは限嗣封土権 unbarred entail の場合<sup>34)</sup>であり、他の1つは心神喪失 lunatic によるものであって、夫または妻が1925年末まで、引き続き心神喪失の状態にあり、遺言能力を回復することなく死亡した場合、夫または妻が無遺言で死亡したことによって、生存配偶者は死者の不動産上に curtesy あるいは dower を取得する<sup>35)</sup>。

### 第3章 1938年相続財産(家族用意)法

ブラックストーンの時時代、すでに個人主義的な「遺言の自由」が認められるようになっていたが、それは動産に関するものであった。動産に関する遺言の自由は死者分に対する教会の権能を通じて発展した。動産に対する妻子の取得分による遺言の制限は14世紀に入るとほとんど見られなくなったが、若干の地方では17-18世紀まで残っていた。他方不動産は最初自由に遺贈できたが13世紀末になって gavelkind のような地方的慣習にしたがう土地をのぞき禁止されるようになった。この制限は間もなく uses の方法によって回避されるようになったが1535年 Statute of Use は、かかる処分を禁じた。しかし、これに対しては非常な反対があったため、1540年遺言法は socage land の全部と軍役の保有地の3分の2について遺言を許した。その後1660年 Tenure Abolition Act (T. A. A., 1660) が軍役の保有地の全部を socage tenure に転換してから、すべての土地について遺言の自由が確立された。しかしこれは単純封土権の土地についてだけでなく限嗣封土権による土地については1925年財産法 Law of Property Act (L. P. A., 1925) まで、他生涯権に基づく土地については1677年の Statute of Fraud まで遺贈は禁止されていた。

謄本保有地については1540年遺言法に規定がなく1815年 Preston Act (P. A., 1815), 1837年 Will Act (W. A., 1837) によって制限がとかれ、今日では動産、不動産ともに遺言の支配を受け

13) I. E. A., sect., (2) (i) (2).

14) I. E. A., sect., 1(4).

15) I. E. A., sect., 1(2) (i) (2) (b).

16) I. E. A., sect., 2.

17) I. E. A., sect., 2. A. E. A. 1925, sect., 47A(7).

18) I. E. A., sect., 2. A. E. A. 1925, sect., 37A(3).

19) I. E. A., sect., 2. A. E. A. 1925, sect., 37A(6).

20) I. E. A., sect., 2. A. E. A. 1925, sect., 37A(7).

21) I. E. A., sect., 1(2) (i) (3).

22) I. E. A., sect., 1(2) (i) (3) (a).

23) I. E. A., sect., 1(2) (i) (1).

24) I. E. A., sect., 2. A. E. A. 1925, sect., 47A(2).

25) I. E. A., sect., 5 and 2nd Sched.

26) I. E. A., sect., Schcd, para. 3(1).

27) I. E. A., para. 1(2).

28) I. E. A., para. 5(2).

29) Summary Jurisdiction (Married Women) Act, 1895, sect., 5.

30) I. E. A., 1952, sect., 3. A. E. A., 1925, sect., 49 (aa).

31) Mckee v. Mckee (1931) 2 ch. 145.

32) Sullivan v. Sullivan (1930) 1 ch. 84; Thornber v. Thornber (1937) ch. 29.

33) A. E. A., 1925, sect., 45(1).

34) L. P. A., 1925, sect., 130(4).

35) A. E. A., 1925, sect., 51(2).

1) Blackstone, W. op. cit: 2: 429ff.

るようになった<sup>2)</sup>。

こうした遺言の自由は、家庭の支配者としての夫や父が自らの品位を保ち家族を統率するために必要であると考えられたためであり、初期のそれは、妻や子を遺産に対する相続からしめ出す自由ではなかった。

「遺言というものを、財産を家族以外の者に転じさせ、あるいは遺言者の思いつきによって不公平な分配をすることのできる権能であるとする考え方が出来たのは中世も半ばを過ぎてからであった。近代的な法制が、まだまだ完成されない姿で初めに現われたとき、遺言によって絶対的に自由な遺言処分が許されるのは非常にまれであった。この時期においては遺言が認められているどの地方においても——この頃のヨーロッパでは動産が遺言処分の中心であった——寡婦が遺産から受取る一定の取得分や子が相続分として受取る権利をそこのような遺言が許されることはまれであった<sup>3)</sup>。

しかし、次第に遺言の自由は、「絶対的」ないし「無制約的」なものとなり、良い意図であろうと悪い意図からであろうと全財産を他人に与え家族をうるままにすることができる自由となった。したがって遺言の自由は残された妻や子に苛酷な結果をもたらすことが少なくなかった。そこで、こうした義務を忘れた夫または父に対して、いくつかの法律的な制約が設けられるようになった。

1925年財産法は *Thellusson v. Woodford* 事件<sup>4)</sup> の結果、立法化<sup>5)</sup>された利子積立禁止則 *Rule against Accumulation* を採用した<sup>6)</sup>。その他、一定の期間以上に財産権の帰属が延期されることを禁じ、そういう条件付きの財産処分を無効とする永久権禁止の原則 *Rule against Perpetuities*<sup>7)</sup> や、主として土地の宗教法人に帰することを制限する死手法 *Statutes of Mortman*<sup>8)</sup> の規定、慈善事業団体に対する土地の遺贈の禁止といった制限が遺言に課せられている。

こうした「遺言の自由」に対し、遺言者の家族である被扶養者の扶養確保のため遺産の再分配を行う目的から、あらためて制限を加えたのが1938年相続財産(家族用意)法 *Inheritance (Family Provision) Act (I (F.P.) A. 1938)* である。同法は1952年無遺言者遺産法によって一部修正され、遺言がある場合のみならず、無遺言、および一部無遺言の場合にも適用されることになった。

同法によれば、死者が、被扶養者 *dependent*、すなわち (a) 妻または夫、(b) 未婚の娘、または身体上や精神上の無能力のため自活できない娘、(c) 未成年の息子、(d) 身体上や精神上の無能力のため自活できない息子を残した場合、これらの者の申請、またはそれに代わる申請に基づき、裁判所は遺言、または無遺言者法

の一方または双方によって被扶養者の扶養のために相当な準備<sup>9)</sup> がなされていないと考える場合、裁判所が適当と思う相当な準備が、債務を控除した後の純遺産から行われるべきことを命じうる<sup>10)</sup>。ただし、遺言と無遺言者法との結合による有効な死者の遺産処分によって生存配偶者が純財産の収益の3分の2以上について権利を持ち、そしてその他の被扶養者が生存配偶者の子である場合には、かかる申請は許されない<sup>11)</sup>。この申請は遺言の検証後6ヶ月をこえてはならないが<sup>12)</sup>、新しい遺言や、先の遺言に影響を与えるような遺言補足書が発見されたような特別な場合<sup>13)</sup> には、裁判所は、この期間を延長しうる。

裁判所は申請に基づき、被扶養者に対して遺産の収益から扶養料の支払を命じうるが、年間の支払額は、その遺産の年間収益をこえてはならない<sup>14)</sup>。

扶養料の支払は次の場合終了する<sup>15)</sup>。(a) 配偶者は再婚によって、(b) 未婚の娘、または無能力の状態にある娘については結婚か無能力の終了のどちらかおそい方<sup>16)</sup>、(c) 未成年の息子については21才に達すること、(d) 無能力状態にある息子の場合は無能力の終了。また、何れの場合にも、これらの時よりも被扶養者が先に死亡すれば、その死亡の時に終了する。

どういふ方法で、いつから扶養準備が行われるべきかを決定するにあたって、裁判所は死者の純遺産を構成する財産の性質を考慮すべきであり、被扶養者の利益を勘案し、不経済となるような換価をよぎなくさせるような扶養準備を命ずることはできない<sup>17)</sup>。また、その決定にあたっては、被扶養者の過去や現在や将来にわたる財産状態とか、死者に対する被扶養者の行動<sup>18)</sup>、さらには死者が、そのような遺産処分をした理由、または遺産の全部も一部も遺言処分しなかった理由、または被扶養者のために少しも準備させず、あるいはもっと多くの準備をしなかった理由<sup>19)</sup> などあらゆる事情を考慮すべきである。

また、すべての場合に、無遺言者法が被扶養者の扶養にとって十分な準備をしているものとして、これに拘束されてはならない<sup>20)</sup>。裁判所は、死者の純遺産の価格が5000ポンド以下の場合には、全部、または一部につき一時払の形で、扶養準備を行うことを命じうる<sup>21)</sup>。

こうした遺言の自由に対する家族的制約を加えて、イギリスにおける生存配偶者の相続権は極めて強いものとなったのである。

2) Megarry, R. E. & Wade, H. W. R. op. cit: 467-468.

3) Maine, H. S. op. cit: 186-187.

4) (1799) 4 Ves. 227; (1805) 11 Ves. 112.

5) *Thellusson Act*, 1800.

6) L. R. A. 1925, SS. 164-166.

7) Megarry, R. E. & Wade, H. W. R. op. cit: 222.

8) Megarry, R. E. & Wade, H. W. R. op. cit: 156.

9) *Styler v. Styler* (1942) ch. 387 at 389; *Pugh v. Pugh* (1943) ch. 837 at 395.

10) I(F.P.)A., 1938, S. I. (I).

11) I(F.P.)A., S. I(1)4

12) *Ssarle v. Searle* (1949) ch. 73.

13) I(F.P.)A., S. 2; *Trott v. Trott* (1958) I W.L.R. 604.

14) I(F.P.)A., sect., 1(3).

15) I(F.P.)A., sect., 1(2).

16) *Pointer v. Pointer* (1941) ch. 60 at 68; 57 L. Q. B. 20 (R. E. M.).

17) I(F.P.)A., sect., 1(5).

18) I(F.P.)A., sect., 1(6).

19) I(F.P.)A., sect., 1(7).

20) I(F.P.)A., sect., 1(8).

21) I(F.P.)A., sect., 1(4). *Catmull v. Cotmull* (1943) ch. 262.